平成２４年（フ）第４７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字清水146番地、旧住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名2216番地３　県住
債務者　元田しげみ
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　穂人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第４５２４号
大阪市北区神山町１番30―703号
債務者　稲垣せえ子（旧姓奥中）
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　幸雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５号
佐賀県唐津市二タ子３丁目13番１号
債務者　田中　　希
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　智幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１３９１号
札幌市西区西野３条８丁目２番19号
債務者　相田　智基
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田端　綾子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４２号
名古屋市北区志賀町３丁目43番地の１
債務者　ＭＯＲＩＰＡＩＮＴこと　森　　俊輔
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　盛田　裕文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３６９号
大阪府東大阪市岸田堂西１丁目５番６号
債務者　島村　竜児
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　一隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２２号
大阪市西成区長橋３丁目４番３号
債務者　中川　昌憲
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野　智美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５号
埼玉県春日部市大沼６丁目112番地３　グリーンメイト香山105
債務者　与川　保男
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江藤　朝樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
大分市生石４丁目２番８号　ダイヤモンドビル503、借入時の住所大分県国東市武蔵町古市620番地
債務者　神田　昌明
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺崎　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６９号
大分市生石４丁目２番８号　ダイヤモンドビル503、借入時の住所大分県国東市武蔵町古市620番地
債務者　神田セツ子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺崎　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後４時10分
５　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２４号
長崎県長崎市桜木町５番15号
債務者　住田　育美
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤﨑　純一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２４７号
大阪市天王寺区玉造本町13―13　ローズハイツ真田山公園1001号、住民票上の住所大阪市中央区農人橋１丁目１番29―1001号
債務者　木村　一貴
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　清和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１８号
山形県寒河江市幸田町９番地の７　ベルウイングⅠ103
債務者　今田　義隆
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２１号
山形市小白川町５丁目19番10―201号　市営松原アパート
債務者　佐藤比斗美
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
山形県上山市石崎２丁目３番30―１号　小松第１アパート４号、前住所山形県上山市矢来４丁目12番29号
債務者　小笠原敬子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３号
岐阜県大垣市中野町３丁目７番地１　ウランタワー205号
債務者　石川　　敏（旧姓嵯峨）
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係